

## 仕 様 書

### 1 業務名称

令和7年度平野区広報紙「広報ひらの」企画編集等業務委託

### 2 履行期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

### 3 発行回数

令和7年5月号～令和8年4月号（原則毎月1日発行）計12回

※ただし、令和8年4月号は3月31日発行とする。また、発注者の都合により一部休刊・増刊や、発行回数を変更することがある。

### 4 紙面様式

・タブロイド判8ページ建て：4度刷り（全面カラー） 8回

・タブロイド判12ページ建て：4度刷り（全面カラー） 4回

※各月、3ページは市政情報ページとなり、紙面については本市政策企画室で別途作成するため、ページ番号等ヘッダー・フッターのみ挿入すること。

※ただし、発注者の都合によりページ数が増減することがある。

### 5 業務内容

平野区広報紙「広報ひらの」区政情報ページの企画・編集（デザイン・レイアウト・イラストの作成）・校正・カラーカンパ等の作成・色校正の校了までの一切。および、市政情報ページの色校正までの一切。

※市政情報ページの出稿用データ（アウトライン化したもの）は、毎号印刷の校了日（原則）までに、政策企画室広報担当（大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所5階）より提供する。（ただし、データの受け渡し方法等については、政策企画室と協議すること。）

- (1) デザイン・レイアウト・タイトル・イラストカットの作成（平野区マスコットキャラクターの作成を含む）・キャッチコピーの制作
- (2) 発注者指定原稿（区政情報ページ）の作成（広告原稿の編集等を含む。）
- (3) 画像ファイル（JPEG形式・AIデータ）作成
- (4) 区政・市政情報ページの色校正（PDF形式を含む）
- (5) 点訳用データ・完成データ・保存用データの作成およびWEB掲載用データ（広告を除いた区情報面の全ページをPDFで作成）
- (6) 広告原稿の編集（広告主から提出された広告データを、枠に合ったサイズに加工）

### 6 企画編集等（区政情報ページ）

#### (1) 資料提供

発注者からの広報紙原稿等の出稿は、原則として発行月の前々月の15日頃とするが、発注者

の都合により前後することがある。Word・Excel・JPEG・AI等のデータを、電子メール（Eメール）等で出稿する。（写真を含む）

※記憶媒体での持ち運びについては、施錠できる専用のケースに入れて厳重に管理し、絶対に紛失のないようにすること。また、受け取りに際しては、持出管理簿を作成し提出すること。

## （2）編集・デザイン

- ・広報紙掲載記事の書体、級数、組み方は、読みやすい紙面を心掛け、編集すること。
- ・発注者が提供する原稿をもとに、見やすく分かりやすい内容に文言を書き換え、文章量を調整すること。また、記事ごとにターゲットに合わせたタイトル、フォント、画像等について提案し作成すること。イラストについても、できるだけオリジナルイラストや区マスコットキャラクターイラストを使用すること。
- ・デザインは、原稿等の紙面配置・段組みのみを指すのではなく、広告原稿の編集、タイトル・イラストの作成、区長似顔絵、区マスコットキャラクター各種イラストの作成、必要な資料の収集等・文字デザイン等の考案や写真の加工など紙面作成に必要な一切の業務を含む。
- ・広告欄については、発注者の都合により記事になることがあるため、別途指示する。
- ・履行期間中1回、発注者の取材に同行し紙面用の写真を撮影すること。
- ・発注者が提供する写真について、必要に応じて、明度やハイライト・コントラスト等の加工を行うこと。また、画像ファイル（AIファイルとJPEG形式）についても、加工・作成して紙面に掲載すること。
- ・配色は、テーマ・季節感に合わせて選定し、紙面全体を通じて統一感を持たせる。また、特に過度な色使いや装飾を避け、シンプルで清潔感があり、色覚に障害がある方や高齢者にも配慮した紙面を心がけること。デザインや配色の関係で、必要に応じて、場合によっては複数案作成し、回数制限なく校正を行うこと。
- ・広報紙の書体、級数、組み方、配色はユニバーサルデザインにも配慮し、誰もが読みやすいものとなるよう、双方協議のうえ、シンプルで清潔感がある、よりよいデザインとすること。

## （3）校正

- ・校正は原則としてゲラへ朱書きで行い、紙で出稿する。〔一部、Word・Excel・JPEG等のデータを記憶媒体（USBメモリー等）や電子メール（Eメール）で出稿する。〕
- ・電子メール（Eメール）による校正を行い、校正は責了とせず、毎回、修正箇所があれば校了まで繰り返し行う。また、発注者の都合により、初稿から最終校正までの間に、見出し及び記事やデザインの変更・削除・追加・組み替え、写真・イラストの差し替えをすることがある。
- ・カラーカンパ等（紙出力とし、広報紙と同サイズとする。）を校正の都度ページ毎に各3部、発注者へ届けること。（データでの提出可）

## （4）印刷会社への入稿

原則として、校了日（土曜・日曜・祝日を除く）に、広報紙印刷業者（当区指定）に、発注者の確認を得て、「Adobe Illustrator」により版下データを入稿する。書体はすべてアウトライン化する。校了日については、原則として発行日の10営業日前とするが、発注者の都合により前後することがある。

## （5）色校正確認

原則として、入稿の翌日に印刷業者（当区指定）が作成した簡易校正刷りを確認すること。また、入稿後に原稿の差替えやレイアウト変更があった場合は、版下データを修正すること。

※（１）～（５）の日程は、契約締結後、発注者から提示する編集日程表を双方協議の上、進めることとする。

#### （６）その他

発注者の都合により、初稿から最終校正までの間に、見出し及び記事やデザインの変更・削除・追加・組み替え、写真・イラストの差し替えをすることがある。その場合、記事のレイアウトは最初からやり直しとなるので注意すること。

業務受託以降、受注者は、従業者の変更等がある場合でも、紙面のデザインやレイアウトの方針について変更等が起きないように、発注者と協議し、業務上の配慮をすること。

### 7 納品

（１）平野区広報紙「広報ひらの」における下記の完成データを、毎月校了日翌営業日午後３時までに（ただし、点訳用データ Word データ（区政情報のみ）については、毎月校了日翌営業日の午前 11 時までとする）作成し、E メールで提出又は記憶媒体（CD-R、DVD-R）に保存し、平野区役所政策推進課へ納品すること。

なお、記憶媒体については、納品する際、必ず最新のパターンファイルに更新されたウイルスチェックソフトを使ってウイルスチェックを行い、本市の環境にコンピュータウイルスを侵入させないための処置を講じること。

- ・点訳用データ Word データ（区政情報のみ）
- ・ホームページ掲載用データ（1 面ごとに 1MB 以内の PDF ファイル。広告データなし。）
- ・最終校正を反映した完成データ [AI ファイルでアウトライン済み・アウトライン前のもの。ファイル圧縮はしないこと。]
- ・区マスコットキャラクターポーズ等の保存用データ [JPEG および AI ファイル(アウトライン済み・アウトライン前のもの。ファイル圧縮はしないこと。)]

（２）当該年度最終発行月（令和 8 年 4 月号）データ作成後、令和 7 年 5 月号から令和 8 年 4 月号の保存用データを作成し、記憶媒体（DVD-R）に保存し発注者へ納品すること。[各月ごとに PDF ファイル及び AI ファイル（アウトライン済み・アウトライン前のもの。）を作成し、ファイル圧縮はしないこと。]

（３）本市へ納品の際は大阪市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送適合車を使用することとし、また、輸送を行う際に使用する自動車（乗用車・軽自動車を除く）は、車種規制適合車等でなければならない。（別紙特記仕様書参照）

### 8 契約金額

#### （１）価格

契約価格は、本業務にかかる一切の経費を含めるものとする。

#### （２）支払い

受注者からの請求に基づき、各月号の履行確認後に支払う。なお、端数が生じた場合は、最終号の経費に含むものとする。

### 9 再委託等の禁止

（１）令和 7 年度平野区広報紙「広報ひらの」企画編集等業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定

する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
  - ・平野区広報紙「広報ひらの」企画編集業務
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
  - (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
  - (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
  - (5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 10 その他

- (1) 本仕様を変更する場合は、その都度、双方協議のうえ決定する。
- (2) 突発的な事由等による記事や写真、イラスト等の修正、差し替えが発生した場合は、すみやかに双方協議し決定する。
- (3) 本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 発注者が提供した原稿、写真、イラスト等は使用后すみやかに返却すること。
- (5) 成果物に係る使用権及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう）は、発注者に帰属するものとする。
- (6) 広報紙は、区内全域の世帯に配付するものであり、非常に影響の大きい印刷物であるので、本仕様書のとおり厳重に履行すること。
- (7) 納品前に作成された広報紙のデータ等を引き渡すよう発注者から依頼のあった場合は、すみやかに双方協議し決定する。
- (8) 発注者とのやりとりは、日本語で行うこと。
- (9) 契約後の仕様書に関する質問は、文書により行うこと。
- (10) 契約書や仕様書に変更が生じた場合、または、定めのない事項については、双方協議のうえ必要に応じて変更を行う。
- (11) 契約締結後に本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者の解釈に従うこと。

(12) 事業を円滑に進めるため、事前準備が必要な場合は、受注者の判断において行うこと。

#### 1.1 担当

平野区役所政策推進課（大阪市平野区背戸口3-8-19） 電話06-4302-9683

# 5月号 ひらの

広報 HIRANO

平野区の花 わたの花 令和6年(2024年) No.336

ひらちゃんの  
もじつなぎゲーム

ページをめくって文字をもっているひらちゃんを探してね。つなげたらどんな言葉になるかな? 答えは平野区X (旧Twitter) に! #ひらちゃんを探せ

平野区マスコットキャラクター「ひらちゃん」



平野区は持続可能な開発目標(SDGs)を推進しています。

## 5月は児童福祉月間です

平野区では、子どもたちが家庭・学校・地域で育まれ、健やかに成長し、次の世代を担っていくことができるまちをめざし、さまざまな子育て支援の取組みを積極的に進めています。

### 子育て支援室

子育てに関する相談窓口です。必要に応じて情報提供・専門相談窓口への紹介も行っています。子育てに関すること、なんでもお気軽にご相談ください。(区役所3階33番窓口)

保育園・幼稚園・認定こども園、一時預かり等についてのご相談は、**子育てコンシェルジュ**が承ります。

親同士・子ども同士の交流、子育て情報の提供、相談の場として区役所で「親子ひろば」を開催しています。

「子どもは家庭の中で育てるだけでなく、地域ぐるみで支え、のびのび育てていきたい。」そんな思いをもって子育てを応援するネットワークづくりにこれからも取り組んでいきます。

問合せ 保健福祉課(子育て支援室)33番窓口 ☎4302-9936

### 地域子育て支援センター・つどいの広場・子育てサロン

ゆったり遊んだり、お友達と出会って交流を深めたり、子育ての話や情報交換ができる場です。  
※場所等については子育てイベント情報をご覧ください。また、現在休止している場合もありますので各施設にお問い合わせください

### 子育て情報

平野区ホームページやLINEをご覧ください。  
**子育てイベント情報**では毎月のイベントや講座情報等をお知らせしています。

区役所で「子育ていろいろ便利帳」や「ひらの子育てのWA情報」を配布しています。  
区役所2階入り口付近や3階の情報コーナーに子育てに関するチラシ等を設置しています。

### キッズひらちゃん 子育て応援団

企業や団体のみなさんに登録していただき、イベントや講座等に応援や協力をいただいています。

### 今月のTOPICS

お知らせ、子育て、防災・防犯、くらし	2面
くらし、募集・催し	3面
募集・催し、健康情報	4面
知ってください! 民生委員・児童委員活動 他	8面

平野区 (旧Twitter) QRコード

子育て QRコード

【編集・発行】平野区役所政策推進課 〒547-8580 大阪市平野区青戸3-8-19 ☎4302-9683 ☎4302-9680 https://www.city.osaka.lg.jp/hirano/ (音声版も公開中)

地域情報 QRコード

子育て情報 QRコード



広告枠

広告枠

**平野区役所 区民ギャラリー個人作品展** 無料

区民ギャラリーに個人の作品を展示しませんか?  
**展示期間** / 9月5日(木)～18日(水)  
**展示** / 9月5日(木)  
**撤収** / 9月19日(木)  
**場所** / 区役所1階 区民ギャラリー  
**対象** / 区内在住または在勤の方  
 (ご自分で展示撤収出来る方)  
**定員** / 4名(申込多数の場合は抽選)  
**締切** / 7月31日(水)  
**申込** / 7月1日(月)～ 所定の申請書を記入して  
 平野区民ホール窓口またはファックス  
**問合せ** 平野区民ホール  
 ☎6790-4000 図6790-4001

**荒川先生のたのしい“認知症予防”体操** 無料

イスに座って楽しくできる健康体操です。みんなと一緒に体を動かしましょう♪  
**日時** / 7月25日(木) 13:30～15:00(受付13:00～)  
**場所** / コミュニティプラザ平野(平野区民センター)  
 (長吉出戸5-3-58)1階 大ホール  
**定員** / 100名(事前申込制・先着順)  
**持物** / 水分補給用の飲み物、長めのタオル  
 ※動きやすい服装  
**締切** / 7月20日(土) ホームページは  [こちら](#)  
**申込** / 電話または来館  
**問合せ** ひらりん(平野区老人福祉センター)  
 (加美駅前1-2-26) ☎6793-0880

**サマーフェスタ2024 inひらの**

吹奏楽・フラダンス・コーラスなど、区民センター・区民ホールで活動している講習会・サークルの発表会。  
 JA大阪の朝取りおおさかまんの限定販売などの出店もあります。  
**日時** / 7月28日(日) 10:00～15:00  
**場所** / コミュニティプラザ平野(平野区民センター)  
**対象** / どなたでも  
**問合せ** コミュニティプラザ平野(平野区民センター)  
 ☎6704-1200 図6704-1421

**健康情報**

**コグニサイズで認知症予防!**

**コグニサイズって?**  
 コグニサイズ=認知課題(コグニション)+運動課題(エクササイズ)。記憶などの認知機能の向上を目的としており、頭を使うことと身体を使うことを同時にこなさ、心身の機能を効果的に上げていくプログラムです。

実際にやってみよう!

① 数をかぞえる + 足踏み	② しりとりに + ウォーキング	③ 引き算 + ウォーキング
-------------------------	---------------------------	-------------------------

※引き算は100-3=97、97-5=92...と、  
 「3」と「5」を交互に引いていきます  
 ※課題が簡単にできるようにしたら、  
 難易度をあげていきましょう

みなさんの暮らしの中で困ったなあ、気になるなあ...こんなことはありませんか?  
 「ポストにチラシや郵便物がたまっている」「いつも同じ服を着ているみたいで気になる」「どこに相談して良いかわからない」など、生活や福祉についての不安や困りごとをうかがい、必要な支援や地域の活動につなぐなど、解決に向けて「見守り相談室」が一緒に考えます。

**問合せ** 平野区見守り相談室 ☎6795-2577

**各種検診のお知らせ**

検診内容・対象・料金等	日時	会場	予約
●肺がん(40歳以上/無料) ※喀痰検査については400円	7月31日(水)	9:30～10:50	区役所2階 検診フロア
	8月7日(水)	9:30～10:50	
	9月11日(水)	9:30～10:50	
●乳がんマンモグラフィ(40歳以上/1,500円 2年に一度受診可=令和5年度に受診された方を除く。) ●骨粗しょう症(18歳以上/無料)	8月7日(水)	13:30～14:50	予約
	8月31日(土)	9:30～10:50	
	9月11日(水)	13:30～14:50	
●歯科健康相談(無料)	7月31日(水)	9:30～11:00 13:30～15:00	区役所2階 検診フロア
	8月7日(水)	13:30～15:00	
●結核健診(15歳以上/無料)	7月18日(木)	10:00～11:00	予約不要
	8月14日(水)	10:00～11:00	
●特定健診(40歳以上の大阪市国民健康保険・後期高齢者医療制度加入の方/無料) ★受診券と国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証が必要です	7月13日(土)	9:30～11:00	予約
	7月31日(水)	9:30～11:00	
	8月7日(水)	9:30～11:00	
	8月31日(土)	9:30～11:00	

●大腸がん検診(40歳以上/300円)は、検診のお申し込み(要予約)をいただきましたら、検査キットをお送りします。提出は上記肺がん検診及び乳がん検診実施日の受付時間中であれば提出していただく事ができます。提出日の予約は不要です。  
 ※行政オンラインシステムから、がん検診・骨粗しょう症検診の予約ができます  
**申込** / 電話、窓口または行政オンラインシステムで受付。※定員になり次第、受付を終了しますので、ご了承ください  
**注意** / 7～9月の検診は、5月7日(火)から受付を開始しています。  
 ★令和6年度の検診日程は、広報ひらのの3月号別冊【特集号】または平野区ホームページからご確認ください。  
**問合せ** 保健福祉課(地域保健) ③ 番窓口 ☎4302-9882



**生活習慣病予防の調理実習**

今月のテーマ  
**「バランスよく食べて生活習慣病を予防しましょう」**  
 生活習慣病を予防するために家庭でできる食事の工夫を、実際に料理を作りながら学ぶことができます。  
**日時** / 7月17日(水) 10:30～13:00  
**場所** / 区役所2階 栄養講習室  
**対象・定員** / 区内在住の方20名(先着順)  
**持物** / マスク、エプロン、三角巾・バンダナ等、手拭き用タオル、食器用ふきん2枚、お箸  
**料金** / 600円(食材料費として) ※当日徴収  
**申込期間** / 7月8日(月)～12日(金)  
**申込** / 電話または来庁  
**問合せ** 保健福祉課(地域保健) ③ 番窓口 ☎4302-9882



**健康・栄養・食育の総合講座「健康講座・保健栄養コース」** 無料

健康的な食生活や食育に関する基礎知識を学び、ご自身やご家族等の健康づくりにお役立ていただける内容です。修了後は「平野区食生活改善推進員協議会」の会員として、地域での食育活動にご参加いただくこともできます。  
**日時** / 9回コースです(6回以上受講してください)  
 ①8月28日(水)、②9月4日(水)、③9月13日(金)、④9月18日(水)、⑤9月25日(水)、⑥10月2日(水)、⑦10月9日(水)、⑧10月16日(水)、⑨10月30日(水)  
 いずれも13:30～16:00  
**場所** / 区役所2階 集団検診室  
**対象** / 区内在住の方  
**定員** / 25名(先着順)  
**持物** / 筆記用具等  
**申込** / 7月8日(月)～ 電話または来庁  
**締切** / 8月16日(金)  
 ※定員になり次第締切  
**問合せ** 保健福祉課(地域保健) ③ 番窓口 ☎4302-9882



**7月は「食中毒予防月間」です**

食中毒は、飲食店のみならず、家庭の食事で発生しています。次の6つのポイントに注意し、食中毒防止に努めましょう。  
**家庭でできる食中毒予防の6つのポイント**  
 ① 生鮮食品は新鮮なものを、加工食品は期限表示を確認して購入しましょう。  
 ② 冷蔵庫に入れるのは7割程度とし、冷蔵品は10℃以下、冷凍品は-15℃以下で保存しましょう。  
 ③ 生の肉、魚、卵を取り扱った後は、手や調理器具を洗浄・消毒しましょう。  
 ④ 加熱は十分(めやすは中心部分の温度が75℃で、1分以上)にしましょう。  
 ⑤ 調理後は、できるだけ早く食べましょう。  
 ⑥ 残った食品は小分けにし、冷蔵または冷凍で保存しましょう。  
**問合せ** 保健福祉課(地域保健) ③ 番窓口 ☎4302-9973

**つどいの場** 無料

統合失調症を中心とする精神障がいのある方が、生活リズムを取り戻し、活動の場を広げ仲間づくりにつなげるための教室です。  
**日時** / 毎月第3水曜日 13:30～15:30  
**場所** / 区役所2階 201会議室  
**対象** / 回復途上の精神疾患の方で参加について主治医の了解がある方  
**申込** / 電話または来庁 ※事前要相談  
**問合せ** 保健福祉課(保健活動) ④ 番窓口 ☎4302-9968



ご注意 ※イベントなどに関する情報は6月17日時点のものです。詳しくはホームページ、または各問い合わせ先へご確認ください。

## グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。  
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
  - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
  - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課  
自動車排ガス対策グループ  
電 話：06-6615-7965

## 暴力団等の排除に関する特記仕様書

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。  
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。  
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

## 特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の平野区役所総務課（連絡先：06-4302-9625）に報告しなければならない。

### 公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

#### （条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

#### （公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（平野区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（平野区役所総務課）へ報告しなければならない。

#### （調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

#### （公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### （発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。